平成２５年（フ）第５０８９号
千葉県柏市松葉町１丁目12―１―25―204
破産者　佐々木文博
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５４２３号
埼玉県和光市南１丁目７―33―606
破産者　黒澤　花依（旧姓平林）
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７３号
神奈川県三浦市三崎町小網代1571番地１
破産者　株式会社臼井建設
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第２６９号
静岡県伊豆市熊坂754番地の２
破産者　有限会社浅見建設
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
滋賀県大津市石山寺４丁目16番16号　須佐見ハイツ103、開始決定時の住所三重県津市半田3350番地79
破産者　三輪　正隆
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１１０号
兵庫県高砂市荒井町小松原３丁目13番28号
破産者　日岡敷物株式会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２６号
岡山市北区青江４丁目21番18号
破産者　マルヤ矢吹株式会社
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８１号
岡山市南区妹尾1898番地48
破産者　片山　　直
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７２号
埼玉県本庄市日の出２丁目５番12号
破産者　有限会社アサヒライス
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６７３０号
東京都港区芝３丁目４番13号　幸和芝園ビル８階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区芝３丁目４番11号
破産者　株式会社エスリード
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６３号
岐阜市東島５丁目７番１―206号　グレイシャス東島、申立時の住所岐阜市則武中１丁目27番27―301号　ＴＨＥ　Ｔ．Ｏ．Ｍ―Ⅱ
破産者　長屋　和人
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１３２８号
京都府宇治市大久保町旦椋７番地の12
破産者　株式会社アイシンテクノ
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
神戸市西区玉津町田中550番地の５
破産者　有限会社イサガワ自動車
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
兵庫県明石市二見町東二見1279―801、営業所兵庫県明石市二見町西二見2001―18―Ｄ114号
破産者　株式会社アサダシステム
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所明石支部破産係

免責許可決定

平成２５年（フ）第４４１号
広島市安佐北区白木町大字三田2350番地
破産者　岡藤　秀弐
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４２号
広島市安佐北区白木町大字三田2350番地
破産者　岡藤　光美
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４５８号
広島市西区南観音２丁目３番44―308号
破産者　佐々木文彦
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６２号
広島市東区尾長東３丁目14番９号
破産者　宮田　和明
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４６９号
広島市安芸区上瀬野町1080番地１
破産者　城　晴飛子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４７９号
広島市中区千田町２丁目１番30―705号、開始決定時の住所広島市安佐南区大塚西６丁目９番２―802号
破産者　中島　正雄
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４８０号
広島市中区千田町２丁目１番30―705号、開始決定時の住所広島市安佐南区大塚西６丁目９番２―802号
破産者　中島　和子
1　決定年月日　平成25年９月13日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部